受
26.7.4
小郡三井医師会

福県医発第973号（地）
平成26年7月3日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について

DPC対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）により示されているところです。

今般、5月23日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課より日本医師会を通じて別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（シナカルセト塩酸塩、ゴセレリン酢酸塩、トルバプタン、エンザルタミド、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩及びナタリズマブ（遺伝子組換え））が追加されるとともに、パゾパニブ塩酸塩の適応症に「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」がエベロリムスの適応症に「手術不能又は再発乳癌」がラニビズマブ（遺伝子組換え）の適応症に「糖尿病黄斑浮腫」が追加されるなどし、それに伴う取扱いについて通知されたものです。（詳細につきましては添付資料をご参照願います。）

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（保 56）
平成 26 年 6 月 12 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴木　邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、5 月 23 日付けで、上記告示の一部が改正され、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（シナカルセト塩酸塩、ゴセレリン酢酸塩、トルバプタン、エンザルタミド、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩及びナタリズマブ（遺伝子組換え））が追加されるとともに、パゾパニブ塩酸塩の適応症に「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」が、エベロリムスの適応症に「手術不能又は再発乳癌」が、ラニビズマブ（遺伝子組換え）の適応症に「糖尿病黄斑浮腫」が追加されるなどし、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

＜添付資料＞

1．厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
（厚生労働省告示第 240 号）

2．「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について
（平 26.5.23　保医発 0523 第 3 号　厚生労働省保険局医療課長）

26.6.16
1474

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令（一八五）　二

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務一一）　二

〔告　示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（内閣府一二四）　二

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（総務一九四）

○平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（中央選挙管理会一〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一八）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一一）　三

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働一三八）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一三九）

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同一四〇）　四

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十九条の規定に基づく指定認定機関の認定の業務の廃止の件（厚生労働・農林水産二）　五

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産六九二）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通五六七）　六

○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（同五六八）

○小型船舶登録規則第二条第五号の水域を指定する件（同五六九）

○都市公園の供用を開始する件（東北地方整備局九八）

○道路に関する件（中部地方整備局一一〇～一一四）

○道路に関する件（九州地方整備局一三一）

〔国会事項〕

法務省　防衛省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（法務省）

1　動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記の申請方式に関する規定の整備

(一)　動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記の申請に使用することができる記録媒体を「磁気ディスク」から「電磁的記録媒体」に改めることとした（第七条、第一一条、第一八条関係）

(二)　登記申請に用いる電磁的記録媒体に記録すべき事項が電子情報処理組織を使用して登記所に提供された場合には、電磁的記録媒体の提出を要しないとする申請方式の特例を加えることとした（第七条第五項関係）

(三)　その他所要の規定を整備した。

2　この政令は、平成二六年六月二日から施行することとした。

○厚生労働省告示第二百三十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

第十第二号ト八中「及びテビケイ錠五〇㎎」を「、テビケイ錠五〇㎎、アテディオ配合錠、ザクラス配合錠Ⅰ及びザクラス配合錠Ⅱ」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表一の8の項を次のように改める。

8	03001xxx0103xx
	03001xxx0104xx
	03001xxx0113xx
	03001xxx0114xx
	03001xxx97x3xx
パンパニプ塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により既に承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	03001xxx97x4xx
	03001xxx99x3xx
	03001xxx99x4xx
	07004[1]xx01x3xx
	11001xxx01x1xx
	11001xxx97x1xx
	11001xxx99x1xx

別表一の12の項を次のように改める。

12	03001xxx0103xx
	03001xxx0104xx
	03001xxx0113xx
	03001xxx0114xx
	03001xxx97x3xx
エベロリムス（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年11月21日及び平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により既に承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	03001xxx97x4xx
	03001xxx99x3xx
	03001xxx99x4xx
	07004[1]xx01x3xx
	11001xxx01x1xx
	11001xxx97x1xx
	11001xxx99x1xx

別表一の25の項を次のように改める。

25	09001[0]xx01x50x
	09001[0]xx01x51x
	09001[0]xx97x4xx
	09001[0]xx99x4xx
	09001[0]xx01x3xx
ラニビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日及び平成26年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により既に承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	09001[0]xx01x4xx
	09001[0]xx02x3xx
	09001[0]xx03x2xx
	09001[0]xx03x3xx
	09001[0]xx97x2xx
	09001[0]xx97x30x
	09001[0]xx97x31x
	09001[0]xx97x5xx
	09001[0]xx99x2xx
	09001[0]xx99x30x
	09001[0]xx99x31x
	09001[0]xx99x40x
	09001[0]xx99x41x
	18006[0]xx97xxxx
	18006[0]xx99xxxx

25	02018[0]xx97x0x0
	02018[0]xx97x0x1
	02018[0]xx97x1x0
	02018[0]xx97x1x1
	02018[0]xx99xxxx
	02021[0]xx01xxxx
	02021[0]xx97xxxx
	02021[0]xx99xxxx
	02035[0]xx97xxxx
	02035[0]xx99xxxx
	10006[0]xxxxxxx
	10007[0]xxxxxxx
	10008[0]xxxxxx0x
	10008[0]xxxxxx1x

別表一に次のように加える。

40	シナカルセト塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1002220xx03xxxx
41	ゴセレリン酢酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年3月17日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	0990010xx01x3xx 0990010xx02x3xx 0990010xx03x2xx 0990010xx03x3xx 0990010xx99x2xx
42	トルバプタン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成26年3月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1140560xx97xxxx 1140560xx99xxxx
43	エンザルタミド（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	1100880xx01x1xx 1100880xx02x1xx 1100880xx97x1xx 1100880xx97x20x 1100880xx97x21x 1100880xx9901xx 1100880xx9902xx 1100880xx9903xx
44	トリフルリジン・チピラシル塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	0690035xx0163xx 0690035xx0113xx 0690035xx99x2xx 0690040xx9713xx 0690040xx99x3xx
45	ナタリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	0140090xxxxx0xx

○厚生労働省・農林水産省告示第二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十九条の規定に基づき、指定認定機関から高度化計画の認定の業務の廃止の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

廃止した認定の業務の範囲	廃止した年月日	業務を廃止した者の名称	業務を廃止した者の住所
高度化計画の認定の業務の全部	平成二十六年三月三十一日	一般社団法人日本パン工業会	東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第六百九十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

第二十三号中「九百三十番地の一」を「八百八十三番地」に改める。

第九十八号中「一番地」を「十六番地の四」に改める。

第三百三十六号中「愛媛県喜多郡内子町内子千三百二十九番地」を「香川県高松市西内町七番二十三号」に改める。

第四百三十五号中「岩手郡滝沢村滝沢字」を「滝沢市」に改める。

第四百四十七号の次に次の一号を加える。

四百四十七の二　一般社団法人中央酪農会議　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号　平成二十五年四月

第四百四十八号の次に次の二号を加える。

四百四十九　滋賀中央森林組合　滋賀県甲賀市水口町鹿深三番三十九号　平成二十五年十二月

四百五十　一関地方森林組合　岩手県一関市赤萩字観本二百九十番地　平成二十六年一月

○国土交通省告示第五百六十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十六年五月二十八日から六月二日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

平成二十六年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

ふじのくに野外芸術フェスタ二〇一四「夢の道化師～水上のイリュージョン～」の行われる水域（静岡県静岡市清水区新港町清水ふ頭南端から同区港町イベント広場北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第五百六十八号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第六号の水域を次のように指定する（平成二十六年五月二十八日から六月二日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

平成二十六年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

ふじのくに野外芸術フェスタ二〇一四「夢の道化師～水上のイリュージョン～」の行われる水域（静岡県静岡市清水区新港町清水ふ頭南端から同区港町イベント広場北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

○国土交通省告示第五百六十九号

小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条第五号の水域を次のように指定する（平成二十六年五月二十八日から六月二日までの毎日午前八時から午後十二時までの間に限る。）。

平成二十六年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

ふじのくに野外芸術フェスタ二〇一四「夢の道化師～水上のイリュージョン～」の行われる水域（静岡県静岡市清水区新港町清水ふ頭南端から同区港町イベント広場北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域）

保医発０５２３第３号
平成２６年５月２３日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正等について

本日「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成26年厚生労働省告示第240号をもって改正されたところであるが、ＤＰＣ制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．改正の概要について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表一に、シナカルセト塩酸塩、ゴセレリン酢酸塩、トルバプタン、エンザルタミド、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩及びナタリズマブ（遺伝子組換え）を追加するとともに、パゾパニブ塩酸塩の適応症に「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」を、エベロリムスの適応症に「手術不能又は再発乳癌」を、ラニビズマブ（遺伝子組換え）の適応症に「糖尿病黄斑浮腫」を追加する。

２．関係通知の一部改正について

「「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について」（平成26年４月17日保医発第0417第１号）の別表一を別添１のとおり改める。

３．関係通知の一部訂正について

「「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について」（平成26年４月17日保医発第0417第１号）の別表一を別添２のとおり訂正する。

別 添 1

別表一

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
1	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269	060035　結腸（虫垂を含む。）の悪性腫瘍 060035xx0103xx　060035xx0113xx 060035xx97x2xx　060035xx97x30x 060035xx97x31x　060035xx99x2xx 060035xx99x30x　060035xx99x31x
2	ミグルスタット	ブレーザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型	E752	100335　代謝障害（その他） 100335xx97x0xx　100335xx97x1xx 100335xx99x00x　100335xx99x01x 100335xx99x1xx
3	ドルナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	ブルモザイム吸入液2.5mg	嚢胞性線維症における肺機能の改善	E84$	100335　代謝障害（その他） 100335xx97x0xx　100335xx97x1xx 100335xx99x00x　100335xx99x01x 100335xx99x1xx
4	ソマトロピン（遺伝子組換え）	グロウジェクト注射用　1.33mg グロウジェクト注射用　8mg グロウジェクトBC注射用　8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長	E343	100360　小人症 100360xxxxxxxx
5	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	ゾシン静注用　2.25 ゾシン静注用　4.5	腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎	K800，K801，K81$	060335　胆嚢水腫、胆嚢炎等 060335xx0100xx　060335xx0200xx 060335xx0210xx　060335xx97x0xx 060335xx99x00x　060335xx99x01x
				K803，K804，K830	060340　胆管（肝内外）結石、胆管炎 060340xx0100xx　060340xx02000x 060340xx02001x　060340xx0210xx 060340xx03x00x　060340xx97x00x 060340xx99x00x　060340xx99x01x
				K65$	060370　腹膜炎、腹腔内膿瘍（女性器を除く。） 060370xx99x00x
6	スチリペントール	ディアコミットドライシロップ250mg ディアコミットドライシロップ500mg ディアコミットカプセル 250mg	Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作	G403	010230　てんかん 010230xx97x00x　010230xx97x01x 010230xx99x00x　010230xx99x01x 010230xx99x10x
7	フェニル酪酸ナトリウム	ブフェニール錠　500mg ブフェニール顆粒94%	尿素サイクル異常症	E722	100335　代謝障害（その他） 100335xx97x0xx　100335xx97x1xx 100335xx99x00x　100335xx99x01x 100335xx99x1xx
8	パゾパニブ塩酸塩	ヴォトリエント錠　200mg	悪性軟部腫瘍	C490	03001x　頭頸部悪性腫瘍 03001xxx0103xx　03001xxx0104xx 03001xxx0113xx　03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx　03001xxx97x4xx 03001xxx99x3xx　03001xxx99x4xx
				C491，C492，C493，C494，C495，C496	070041　軟部の悪性腫瘍（脊髄を除く。） 070041xx01x3xx
			根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	C64	11001x　腎腫瘍 11001xxx01x1xx　11001xxx97x1xx 11001xxx99x1xx
9	ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」	ソマチュリン皮下注　60mg ソマチュリン皮下注　90mg ソマチュリン皮下注　120mg	先端巨大症、下垂体性巨人症	E220	100260　下垂体機能亢進症 100260xx9711xx　100260xx9911xx
10	チゲサイクリン	タイガシル点滴静注用　50mg	深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎	（特定出来ない）	全ての診断群分類番号
11	トブラマイシン	トービイ吸入液　300mg	嚢胞性線維症患者における緑膿菌による呼吸器感染	E84$	100335　代謝障害（その他） 100335xx97x0xx　100335xx97x1xx 100335xx99x00x　100335xx99x01x 100335xx99x1xx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
12	エベロリムス	アフィニトール錠5mg アフィニトール錠2.5mg アフィニトール分散錠2mg アフィニトール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432	010010 脳腫瘍 010010xx01x50x 010010xx01x51x 010010xx97x4xx 010010xx9904xx
			結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫	D177	180060 その他の新生物 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx
			手術不能又は再発乳癌	C50$, D05$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx01x4xx 090010xx01x6xx 090010xx02x3xx 090010xx03x2xx 090010xx03x3xx 090010xx97x2xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx97x5xx 090010xx99x2xx 090010xx99x30x 090010xx99x31x 090010xx99x40x 090010xx99x41x
13	セツキシマブ（遺伝子組換え）	アービタックス注射液100mg	頭頸部癌	C760	03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx
14	リツキシマブ（遺伝子組換え）	リツキサン注10mg/mL（100mg/10mL） リツキサン注10mg/mL（500mg/50mL）	顕微鏡的多発血管炎、ウェゲナー肉芽腫症	M300, M313	070560 全身性臓器障害を伴う自己免疫性疾患 070560xx97x0xx 070560xx97x1xx 070560xx99x0xx 070560xx99x1xx 070560xx99x4xx
			免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患	D477	130140 造血器疾患（その他） 130140xxxxxxxx
15	B型ボツリヌス毒素	ナーブロック筋注2500単位	痙性斜頸	G243	010180 不随意運動 010180xx97x0xx 010180xx99x0xx
16	パクリタキセル	タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg	再発又は難治性の胚細胞腫瘍	（特定出来ない）	全ての診断群分類番号
	パクリタキセル	アブラキサン点滴静注用100mg	非小細胞肺癌	C34$	040040 肺の悪性腫瘍 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx
			胃癌	C16$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x4xx 060020xx03x4xx 060020xx97x4xx 060020xx99x40x 060020xx99x41x
17	レゴラフェニブ水和物	スチバーガ錠40mg	結腸・直腸癌	C182, C183, C184, C185, C186, C187	060035 結腸（虫垂を含む。）の悪性腫瘍 060035xx0105xx 060035xx0115xx
			がん化学療法後に増悪した消化管間質腫瘍	C15$	060010 食道の悪性腫瘍（頸部を含む。） 060010xx01x3xx 060010xx01x4xx 060010xx02x3xx 060010xx02x40x 060010xx02x41x 060010xx97x3xx 060010xx97x40x 060010xx97x41x 060010xx99x30x 060010xx99x31x 060010xx99x40x 060010xx99x41x
				C16$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x3xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
				C17$, C26$	060030 小腸の悪性腫瘍、腹膜の悪性腫瘍 060030xx01x3xx 060030xx97x3xx
				C182, C183, C184, C185, C186, C187	060035 結腸（虫垂を含む。）の悪性腫瘍 060035xx0105xx 060035xx0115xx
				C19, C20	060040 直腸肛門（直腸S状部から肛門）の悪性腫瘍 060040xx02x6xx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
18	メトレレプチン（遺伝子組換え）	メトレレプチン皮下注用11.25mg「シオノギ」	脂肪萎縮症	E881	100335　代謝障害（その他） 100335xx97x0xx　100335xx97x1xx 100335xx99x00x　100335xx99x01x 100335xx99x1xx
19	オファツムマブ（遺伝子組換え）	アーゼラ点滴静注液100mg アーゼラ点滴静注液1000mg	慢性リンパ性白血病	C911	130050　慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx　130050xx99x2xx
20	アダリムマブ（遺伝子組換え）	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8ml	潰瘍性大腸炎	K51$	060185　潰瘍性大腸炎 060185xx01x0xx　060185xx01x1xx 060185xx97x0xx　060185xx97x1xx 060185xx99x0xx　060185xx99x1xx 060185xx99x2xx　060185xx99x3xx
21	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	アバスチン点滴静注用 100mg/4mL アバスチン点滴静注用 400mg/16mL	悪性神経膠腫	C71$	010010 脳腫瘍 010010xx01x4xx　010010xx01x50x 010010xx01x51x　010010xx01x7xx 010010xx01x8xx　010010xx97x4xx 010010xx97x5xx　010010xx97x6xx 010010xx97x7xx　010010xx9904xx 010010xx99050x　010010xx99051x 010010xx9907xx
			卵巣癌	C56	120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍 120010xx01x4xx　120010xx01x50x 120010xx01x51x　120010xx97x40x 120010xx97x41x　120010xx97x50x 120010xx97x51x　120010xx99x40x 120010xx99x41x　120010xx99x50x 120010xx99x51x
22	アミノレブリン酸塩酸塩	アラベル内用剤1.5g アラグリオ内用剤1.5g	悪性神経膠腫の腫瘍摘出術における腫瘍組織の可視化	C71$	010010 脳腫瘍 010010xx01x00x　010010xx97x00x
23	ペルツズマブ（遺伝子組換え）	パージェタ点滴静注420mg/14ml	HER2陽性手術不能又は再発乳がん	C50$	090010　乳房の悪性腫瘍 090010xx01x6xx　090010xx99x6xx
24	パリビズマブ（遺伝子組換え）	シナジス筋注用50mg シナジス筋注用100mg シナジス筋注液50mg シナジス筋注液100mg	免疫不全 ダウン症候群	Q90$	150110　染色体異常（ターナー症候群及びクラインフェルター症候群を除く。） 150110xxxxxxxx
25	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	ルセンティス硝子体内注射液2.3mg/0.23mL	網膜静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫	H34$	020210　網膜血管閉塞症 020210xx01xxxx　020210xx97xxxx 020210xx99xxxx
			病的近視における脈絡膜新生血管	H358	020350　脈絡膜の疾患 020350xx97xxxx　020350xx99xxxx
			糖尿病黄斑浮腫	H360	020180　糖尿病性増殖性網膜症 020180xx97x0x0　020180xx97x0x1 020180xx97x1x0　020180xx97x1x1 020180xx99xxxx
				E103	100060　1型糖尿病（糖尿病性ケトアシドーシスを除く） 100060xxxxxxxx
				E113	100070　2型糖尿病（糖尿病性ケトアシドーシスを除く） 100070xxxxxxxx
				E143	100080　その他の糖尿病（糖尿病性ケトアシドーシスを除く） 100080xxxxxx0x　100080xxxxxx1x
26	タラポルフィンナトリウム	注射用レザフィリン100mg	原発性悪性脳腫瘍（腫瘍摘出手術を施行する場合に限る）	C71$	010010　脳腫瘍 010010xx01x00x　010010xx01x01x 010010xx01x10x　010010xx01x2xx 010010xx01x3xx　010010xx97x00x 010010xx97x01x　010010xx97x1xx 010010xx97x3xx
27	パミドロン酸二ナトリウム水和物	アレディア点滴静注用15mg アレディア点滴静注用30mg	骨形成不全症	Q780	140500　骨軟骨先天性形成異常 140500xx97xxxx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
28	タファミジスメグルミン	ビンダケルカプセル20mg	トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチーの末梢神経障害の進行抑制	G63$ E851	010111 遺伝性ニューロパチー 010111xxxxx0xx 100370 アミロイドーシス 100370xx97xxxx 100370xx99xxxx
29	シメプレビルナトリウム	ソブリアードカプセル100mg	セログループ１（ジェノタイプⅠ（1a）又はⅡ（1b））のC型慢性肝炎における次のいづれかのウィルス血症の改善 (1)血中ＨＣＶ　ＲＮＡ量が高値の未治療患者 (2)インターフェロンを含む治療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性Ｃ型肝炎 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx
30	イオフルパン（^{123}Ｉ）	ダットスキャン静注	以下の患者の診断におけるドパミントランスポーターシンチグラフィ ・パーキンソン症候群 ・レビー小体型認知症	F028	01021x 認知症 01021xxxxx0x0x
31	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	アイリーア硝子体内注射液40mg/mL アイリーア硝子体内注射液キット40mg/mL	網膜中心静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫	H348 H358	020210 網膜血管閉塞症 020210xx01xxxx 020210xx97xxxx 020210xx99xxxx 020350 脈絡膜の疾患 020350xx97xxxx 020350xx99xxxx
32	オキサリプラチン	エルプラット点滴静注液50mg エルプラット点滴静注液100mg エルプラット点滴静注液200mg	治癒切除不能な膵癌	C25$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
33	イリノテカン塩酸塩水和物	カンプト点滴静注40mg カンプト点滴静注100mg トポテシン点滴静注40mg トポテシン点滴静注100mg	治癒切除不能な膵癌	C25$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
34	レボホリナートカルシウム	アイソボリン点滴静注用25mg アイソボリン点滴静注用100mg	治癒切除不能な膵癌	C25$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	フルオロウラシル	５－ＦＵ注250mg ５－ＦＵ注1000mg	治癒切除不能な膵癌	C25$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
36	メロペネム水和物	メロペン点滴用バイアル0.25g メロペン点滴用バイアル0.5g メロペン点滴用キット0.5g	化膿性髄膜炎	G042	010080 脳脊髄の感染を伴う炎症 010080xx99x00x
37	デクスラゾキサン	サビーン点滴静注用500mg	アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤の血管外漏出	（特定出来ない）	全ての診断群分類番号
38	ブレンツキシマブ　ベドチン（遺伝子組換え）	アドセトリス点滴静注用50mg	再発又は難治性のＣＤ３０陽性の下記疾患 ・ホジキンリンパ腫 ・未分化大細胞リンパ腫	C81$ C836	130020 ホジキン病 130020xx97x3xx 130020xx99x3xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x3xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
39	トラスツズマブ　エムタンシン（遺伝子組換え）	カドサイラ点滴静注用100mg カドサイラ点滴静注用160mg	ＨＥＲ２陽性の手術不能又は再発乳癌	C50$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx03x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
40	シナカルセト塩酸塩	レグパラ錠25mg レグパラ錠75mg	副甲状腺癌、原発性副甲状腺機能亢進症における高カルシウム血症	C750，E210	100220 原発性副甲状腺機能亢進症、副甲状腺腫瘍 100220xx03xxxx
41	ゴセレリン酢酸塩	ゾラデックスLA10.8mgデポ	閉経前乳癌	C50$，D05$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx03x2xx 090010xx03x3xx 090010xx99x2xx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
42	トルバプタン	サムスカ錠7.5mg サムスカ錠15mg サムスカ錠30mg	常染色体優性多発性のう胞腎	Q612	140550　先天性嚢胞性腎疾患 140550xx97xxxx　140550xx99xxxx
43	エンザルタミド	イクスタンジカプセル40mg	去勢抵抗性前立腺癌	C61	110080　前立腺の悪性腫瘍 110080xx01x1xx　110080xx02x1xx 110080xx97x1xx　110080xx97x20x 110080xx97x21x　110080xx9901xx 110080xx9902xx　110080xx9903xx
44	トリフルリジン／チピラシル塩酸塩	ロンサーフ配合錠T15 ロンサーフ配合錠T20	治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌	C18$、C19、C20	060035　結腸（虫垂を含む）の悪性腫瘍 060035xx0103xx　060035xx0113xx 060035xx99x2xx 060040　直腸肛門（直腸S状部から肛門）の悪性腫瘍 060040xx9713xx　060040xx99x3xx
45	ナタリズマブ（遺伝子組換え）	タイサブリ点滴静注300mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090　多発性硬化症 010090xxxxx0xx

別添２

正

別表一

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
12	エベロリムス	アフィニトール錠5mg アフィニトール錠2.5mg アフィニトール分散錠2mg アフィニトール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432	010010　脳腫瘍 010010xx01x50x　010010xx01x51x 010010xx97x4xx　010010xx9904xx
			（略）	（略）	（略）

誤

別表一

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
12	エベロリムス	アフィニトール錠5mg アフィニトール錠2.5mg アフィニトール分散錠2mg アフィニトール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432	010010　脳腫瘍 010010xx01x50x　010010xx99x51x 010010xx97x4xx　010010xx9904xx
			（略）	（略）	（略）